

はじめに「働き方改革関連法」の概要

「働き方改革関連法」は、労働基準法など複数の法律を一括して改正する近年最大の労働法の改正といえます。各法律の主な改正項目と項目ごとの施行日を整理すると、下表のようになります。

【「働き方改革関連法」の主な改正項目と施行日の一覧】

主な改正項目		本冊子での 該当ページ	施行日	
			大企業	中小企業 (中小企業基本法の定義)
労働基準法	時間外労働の上限規制	25 ページ	平成 31 年 4月 1日	令和 2 年 4月 1日
	年 5 日の年次有給休暇の確実な取得	28 ページ		
	月 60 時間超の時間外労働についての割増率引上げ	26 ページ	平成 22 年 4月 1日	令和 5 年 4月 1日
	フレックスタイム制の拡充		平成 31 年 4月 1日	
	高度プロフェッショナル制度の新設			
労働時間等 設定改善法	勤務間インターバル制度			
労働安全 衛生法	長時間労働者に対する面接指導等	31 ページ		
	産業医の活動環境の整備			
	健康相談の体制整備、 健康情報の適切な取扱い			
パートタイム・ 有期雇用労働法 労働契約法 労働者派遣法	均衡・均等待遇（同一労働同一賃金）	8 ページ	令和 2 年 4月 1日	令和 2 年 4 月 1 日 (パートタイム・有期 雇用労働法については、 令和 3 年 4 月 1 日)
	待遇に関する説明義務の強化	12 ページ		